

平成22年 第4回定例会一般質問

○議長 横尾 武志君

8番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

8番、日本共産党の川上です。一般質問を行います。

今回、日本共産党芦屋支部で町民に対して町政アンケートを行いました。前回のアンケートと比較すると、大変に関心が高く、続々と返信されています。特に特徴的なのが、意見や要望を書き込む欄に、生活が厳しい実態や、町政や国の政治に対する意見や要望がぎっしりとスペースいっぱい書き込まれていることです。こうしたことは今までにはなかったことです。

「あなたの暮らしは」という設問に対して、79%を超える方が「かなり苦しくなった」「少し苦しくなった」と答え、「少しよくなった」「かなりよくなった」はゼロ%でした。今の政治が住民の生活を悪化させている実態が浮き彫りになっています。

その理由として年金生活で年金の減額、税金や医療費負担増、給料が下がった、こういったことが上位に上げられています。「暮らしの中で負担が重いのは」との設問には、税金が52%、国民健康保険税が50%、介護保険料利用料が41%、医療費27%、下水道料金30%が上位となっています。「町政に望むこと」という設問も、国保税の引き下げが40%や介護保険料の引き下げが37%、後期高齢者医療費の引き下げが39%、下水道料金の引き下げ39%、ごみ袋料金の引き下げ36%が上位となっております。こんなときだからこそ町政と議会が町民生活を守る本来の役割を果たすことが求められています。

そこで、住民の関心が高い国民健康保険と介護保険について伺います。

まず第1に、国民健康保険についてです。

1点目に、国保の滞納世帯は幾らあるのでしょうか。またそのうち差し押さえられている件数は幾らあるのでしょうか。

2点目に、国民健康保険の被保険者証、短期被保険者証、資格証明書のいずれも受け取っていない世帯は幾らあるのでしょうか。

3点目に、政府は、今年度、非自発的失業者の保険税の軽減措置を実施しましたが、芦屋町では行っているのでしょうか。また、運用状況はどのようになっているのか伺います。

4点目に、今年9月の13日、厚生労働省は国保法第44条に基づく窓口負担軽減制度について、災害、廃業、失業などで著しく収入が減少した場合の減免条件として、1、入院療養を受ける被保険者の属する世帯であり、2、生活保護基準以下であり、3、預貯金が生活保護基準の3カ月以内の世帯を対象にするという新たな基準を示す通知を出しましたが、その運用状況はど

のようになっているのでしょうか。

5点目に、政府は今年5月に国保法の改正を行いました。この中では、国保を広域化し、都道府県単位に集約するための一連の制度改変が盛り込まれました。これにより、国保はどう変わり、住民負担、保険料はどうなるのかを伺います。

第2に、介護保険の問題について伺います。

介護保険制度が開始されて10年が経過しました。芦屋町は福岡県介護保険広域連合に加盟して介護保険制度を運営しています。

1点目に、現在の広域連合における介護保険の実態をどう考えているのか伺います。また、広域連合における問題点、課題についてはどのように考えているのか伺います。

2点目に、11月25日、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会は、2012年度の介護保険制度改正に向けた意見書を取りまとめました。この中では、「要支援者を介護保険のサービスの対象から外す」「年間所得200万円以上の利用料を2割に倍増」「ケアプランの有料化」「施設の居住費を軽減する給付の支給要件に資産や家族の負担能力を追加」「軽度の利用料を2割に倍増」「施設の相部屋の居住費を月5,000円値上げ」など利用者への給付削減と負担増が上げられています。これでは、「負担あって介護なし」と言われる介護保険の実態を一層深刻にします。お年寄りから生きる意欲を失わせるこのような見直し案は撤回すべきです。この見直しに対して町長はいかがお考えなのかを伺います。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。税務課長。

○税務課長 境 富雄君

要旨1点目の国保税の滞納世帯は幾らあるのか。またそのうち差し押さえ件数は幾らあるのかというご質問に対してお答えをいたします。

滞納者数21年度末でお答えをさせていただきますが、21年度末の累計666件あるわけですが、その中で21年度課税分を滞納されている方は309件でございます。

2点目の、その差し押さえ件数ということでございますが、国保関連の差し押さえ件数につきましては21年度中に差し押さえをした件数は、21年度の課税分を含みまして19件でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 佐藤 一雄君

2点目から5点目までお答えいたします。

まず2点目、国民健康保険の被保険者証、短期被保険者証、資格証明書のいずれも受け取っていない世帯は幾らあるのかということですが、保険証はご存じのように1年に1度、3月末に、簡易書留の郵送でもって切り替えを行っております。ただし、滞納世帯の方には保険証ではなく手紙を送り、納付相談をしていただくようにしております。また、芦屋町では資格書は発行しておりません。したがって、現在、11月末現在では、保険証を渡していない方は滞納のある世帯80世帯、滞納のない世帯7世帯、合計87世帯です。

ただし、これは渡していないというよりも、一時役場のほうで保管しているというふうに受け取っております。

3点目、政府は今年度、非自発的失業者の保険税の軽減措置を実施しましたが、芦屋町では行っているのかというご質問なのですが、この国保税の軽減については、国保税の改正を4月に専決処分で行い、6月の議会で報告しております。よって、22年4月1日より実施しています。運用状況についてですが、まずそういう方、該当される方については、ハローワークから交付される雇用保険受給資格者証、国民健康保険証、印鑑を持って役場の窓口に来ていただくようにしております。

なお、この件については6月の広報あしやで広報しております。

運用状況についてですが、22年11月末現在、25件の申請があり、同様の件数25件の国保税の軽減を行っております。

続きまして、4点目、今年9月13日の厚労省の国民健康保険法第44条に基づく窓口負担軽減制度について、災害、廃業、失業などで著しく収入が減少した場合の減免条件として、1、入院療養を受ける被保険者の属する世帯、2、生活保護基準以下、3、預貯金が生活保護基準の3カ月以内の世帯を対象にする新たな基準を示す通知を出したが、その運用状況はどうかということですが、まず、各市町村が行っている国民健康保険制度、もちろん川上議員はご存じだと思いますが、国、県の補助金、社会保険診療報酬支払基金からの交付金及び国民健康保険税の収入をもって医療給付を行うものです。しかしながら、国保税の伸び悩みや国、県補助金の減額、医療費の増大等により、その運営基盤は脆弱となっており、そのため一般会計より運営補助として補助金を受けております。このような財政状況の中では、これ以上の財政負担は困難と感じております。また、県内初め郡内他町も実施しておりません。したがって、現時点ではこの制度の運用の実施は難しい状況にあると思います。

5点目、政府は今年5月に国民健康保険法の改正を行いました。この中では、国保を広域化し、都道府県単位に集約するための一連の制度変革が盛り込まれました。これにより国保はどう変わるのか、また住民負担、特に保険料はどうなるのかということですが、この改正の中での広域化

に関することは、市町村国保の財政の安定化を図るために都道府県単位による運営の広域化を推進する措置を実施すると法律で規定されました。これを受けて、福岡県では、福岡県市町村国保広域化等支援方針を12月、今月までに各自治体の意見を集約した上で定める予定です。

また住民負担、保険料については県単位での保険率等として目標となる標準を今後設定していくことになるというふうに定められました。

なお、スケジュール的には、この支援方針等計画については24年度末を目標に作成することとなっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

介護保険につきまして、1点目の介護保険広域連合の実態と問題点、課題についてお答えいたします。

福岡県介護保険連合は、介護保険制度が始まりました平成12年度に福岡県内の72市町村で構成され、各地域ごとに14の支部に分けた中で運用を開始しております。

当初、広域連合を組織するに当たりまして、広域化のメリットとしまして、認定基準や保険料の平準化で地域間の格差を解消できる。また、介護保険認定審査会の委員に専門的な人材を確保できる。財政規模が大きくなることによって安定した保険運営を行うことができる。また、人件費、電算機器の事務経費を大幅に削減することができるなどとしておりました。

しかしながら、この広域連合も、現在では市町村合併あるいは合併に伴う連合の脱退などによりまして、現在8支部33の市町村での構成となっております。

課題の1つとしまして、介護保険料を現在3つのグループに分けて設定していることが上げられます。当初、広域化のメリットとしまして介護保険料の平準化、地域間格差の解消を掲げておりましたけれども、実際には地域ごとのサービス利用状況に大きな差が出ております。このことに対する不公平感から、現在は保険料を3段階に分けて設定しておりまして、保険料の平準化ということはできていない状況となっております。ちなみに、芦屋町は中間のグループでありますBグループに属しております。

また、介護保険連合では、地域包括支援センターを支部ごとに1カ所ずつ設置しております。芦屋町においては遠賀郡4町で構成します遠賀支部に設置されているわけですがけれども、地域の高齢者を支援するための地域包括支援センターが遠賀町に設置されているということは、地域の高齢者を支えるという意味では1つの課題であると考えております。

2点目の厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会の意見書につきましてお答えいたします。

平成24年度からの介護保険制度の改正に向けまして、厚生労働大臣の諮問機関であります社会保障審議会介護保険部会において検討がされておりました、このほど意見書が提出されたわけです。この中で、ご指摘のような内容が一部示されておりますけれども、具体的な年間所得200万円以上あるいは住居費を月5,000円値上げなどといいます具体的な金額については記されておられません。また、ご指摘のそれぞれの意見には反対の意見も併記されておまして、サービスの給付の削減に反対する意見や、居住費は現状を維持すべきであるという意見、あるいは負担増を求める場合には慎重にすべきであるなどという意見も併記されております。

このため、今後、厚労省において検討されます経過を見守る必要があるかと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

介護保険2点目の「負担あって介護なし」と言われる介護保険の実態は深刻です。この見直しについて町長はどう考えるかというご質問でございますが、今、課長が述べましたように、厚労省の諮問機関の意見書でありまして、その中にも、委員の中にも反対意見が出ておること、一応審議の段階ですので、今後、政府・国会においてどのような審議がなされるか注視しなければなりません。基本的には、今後、高齢者の増加が予想されるわけでございます。今後、ふえ続ける介護費用をだれがどのような形で負担するかという問題だろうと思っております。

政府、いわゆる民主党におきましては、マニフェストにおいて「コンクリートから人へ」という大きなテーマを掲げられまして政権与党ということになったわけでございます。やはり川上議員ご指摘のように、年金、それから介護、この保険というのが、国が大きな責任を持ってやってもらわなければ、このことを地方に押しつけられても地方がつぶれてしまいます。このことがもし実施に向けてされようとするならば、これは恐らく県の町村会長会でもほぼ全員が反対して大きな動きになるかと予想されます。いかなる形になるにせよ、高齢者の収入は年金のみが方が多数であるわけでございます。当然、低所得者である高齢者に対して負担の軽減を図る必要があると思っておりますし、高齢者が地域で安全、そして安心して生活できる制度とすべきであろうと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

はい、どうもありがとうございました。

それでは、国保の問題から再質問いたします。国保の滞納309件、差し押さえが19件あるということですが、この19件の差し押さえの内容はどのようになっているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 境 富雄君

19件の内容でございますが、主に預貯金、給与、不動産でございます。9割以上は預貯金でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

預貯金から滞納された保険料を、また給与を引くという、そういったことを行っているということですね。

それでは、まず憲法25条には、こういったふう書いてあります。「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」という、こういったことが書いてあります。これに基づいて、健康保険法ができ、国民健康保険法第1条では「社会保障及び国民保険のための制度として規定しています。そしてまた4条では、「国保の運営責任は国が負っている」という、こういったことを明記しているわけです。国の財政支出のもとで基礎自治体である市町村が保健福祉と連携して住民に医療を給付する社会保障の仕組み、これが国民健康保険です。相互扶助、保険制度、そういったことはこの国民健康保険法の中には書いてありません。今言われていましたように、国民健康保険税の滞納も一般的な税の滞納と同じような位置づけをして預貯金の差し押さえ、不動産の差し押さえ、こういったことを行い、国や県は、特にこういった指導をし、徴収率を上げるために人権無視の国保行政を行っているのが今の現実です。プライバシー無視の財産調査、またわずかな預貯金、生活必需品の差し押さえ、加入者に無断で生命保険や学資保険を解約する、こういったことが横行して、脅迫まがいの催促、非情な滞納制裁が各地で問題になっているという、こういった状況です。芦屋町でも預貯金の差し押さえとかそういったことをやること自体は、やはりこの国民健康保険法の精神から大きく逸脱することではないかと私は思います。

この3月の国会の中で厚生労働大臣は、払えるのに払わない、こういった人以外の方については、やはり特定の対応すべきだということで、一律に保険税滞納を払わない人と払えない人を一緒にするなという、こういったことを国会でも答弁しています。そういった点では、私は芦屋

町ではこのような人権無視の徴収を行うことなく、滞納している家庭の状況をよく聞き、そして減免や分納など納付相談に応じる、こういったことを徴収の基本とすべきと思いますが、そういった点ではいかがお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 境 富雄君

この差し押さえというのは、基本的に流れがあります。当然、納期まで納めていただかない場合は督促状というのをこれは出します。税法上は、督促状を出して1週間、2週間になると差し押さえ可能となっておりますが、その後催告書、それから職員が電話催促をするケースもあります。それから、やはり預金・貯金云々があるのかどうなのか、その辺の調査も当然把握をします。そして、最終的に差し押さえをしますよという予告書を発送いたします。そして最終的には差し押さえ処分という形になっているわけですが、その過程の中で何らかの納税相談等があれば、差し押さえという処分は行っておりません。

当然、差し押さえというのはあくまで悪質な滞納者の方について、何の連絡もない、連絡もとれない。その方に対して最終的な手段として差し押さえということでございますので、300世帯おられますが、ほとんどの方は当然納税相談にお見えになりまして、当然それなりの、職員も温かいハートを持っていますから、当然生活状況を十分考慮した上での判断でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

当然、やはり払えない人、そういったことが当面の調査の中でもわかってくるとお思いますので、そういった方に関しては、やはり国保法の精神に基づいて、こういった差し押さえは極めて押さえてもらおうよう、今後とも十分な対応をしていただきたいというふうに思います。

それと、2点目に、それではなぜこういった滞納が生まれるのかという部分になりますと、やはり一番大きな原因としては、国保料が高過ぎるという、こういったことが問題であります。所得200万円台で30万、40万円の負担を強いられ、支払い能力をはるかに超えている国保料となっています。こういったことにやっぱり住民と悲鳴を上げています。

先ほどいいましたように、芦屋町でも308の世帯の滞納がありますけど、これが国保料の高騰、そして滞納税、そしてそれによって財政が悪化する。そしてまた保険料の高騰という、そういった悪循環から抜け出せなくなっているという、そういったところがあります。

先ほど住民課の課長が言ったように、芦屋町では資格証明書は発行せず、そういった対応をと

っていますし、国保料を押さえようという、そういった観点から、一般会計の繰り入れを行っています。平成19年、平成20年、平成21年の一般会計からの法定外繰り入れ、これは幾らでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 佐藤 一雄君

はい。運営補助としての純粋な補助金としては、19年度6,000万円、20年度6,000万円、21年度4,500万円です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

平成21年度は繰り上げ額が1,340万円ほど減っているという、これはやはりちょっと問題ですけど、一定の国保料を抑えるために一般会計からの繰り入れに努力しているという、こういったことをやっているの国保税が福岡県内では56番目という、そういった状況です。金額的には30万7,400円というのが課税所得200万円での芦屋町の平均的な国保税です。福岡県内が見ますと、一番高いのは久留米市が43万2,000円、そして一番低いのが東峰村の28万5,100円と、やはり相当のトップと一番下とでは開きがあります。そういった点で、やはり今後とも国保料の高騰を抑え、そういった滞納がふえることを防ぐためにも、さらに国保料を引き下げ滞納を下げっていくため、そういった点で町としても繰り入れをふやすことが今後ともしていかなければいけないというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 佐藤 一雄君

一般会計からの補助金というのは、通常税金、もちろんすべての一般会計は税金でほとんど賄うんですが、国民健康保険特別会計という制度というのは先ほど申しましたように、国、県補助金、支払い基金からの交付金、国保税でもって医療給付を行うというのがこの制度の根源です。したがって、それで成り立たない場合に一般会計から補助を受けということになります。

実は、芦屋町で国民健康保険の世帯は30%程度になっております。そこに多額の一般財源を繰り入れるというのはおのずと限度があろうかと担当課としては思っております。もちろん苦しくなればやはり一般会計に頼るということは心の中ではありますが、今のところこの繰り入れでやっていけておりますので、それから国保税の税率等も県の中でも低いほうにあります。ぜひこ

の保険料率等は維持していきたいと思うし、一般会計の繰り入れをふやさないように経営努力をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

それでは、町長に答弁をお願いいたします。

先ほども言いましたように、国保が高くなった原因、これは国がやっぱり1984年の国保法改悪で医療費の45%の定率負担を給付の50%、すなわち医療費の38.5%に削減したからです。その後、市町村国保に占める国庫支出金は50%から24%になって、1人当たりの保険料は2.3倍になっているというような状況です。さらに、事業主負担もない国保はもともと適正な財政支出があって初めて成り立つ医療保険です。加入者の貧困化にもかかわらず国庫負担を復元しなかったことがやはり今のこういった国保の高騰につながっているということです。

ちなみに、福岡県の国保加入世帯の平均所得、これは失業者や非正規労働者の大量加入、そして自営業者や農林漁業者の経営難、それから倒産、廃業のために1995年の151万4,000円から2008年には107万7,000円ということで、13年間で43万7,000円、3割も所得が減っているという、こういったことになっております。やはり国保の滞納は国が負担を減らしたことに最大の原因があり、まして今の民主党は、野党時代、市町村国保に対して9,000億円の予算措置を我が党が政権をとったらやらせていただくという、こういったことを明言していました。ところが、今年度の国保料の軽減のために新規に組まれた予算は、先ほど言った非自発的失業者に係る措置だけで40億円にすぎないという状況です。そういった点では、国保の負担をやっぱり増額を国に求めていくという、こういったことが必要と思いますが、町としてもぜひ国に国保の国庫負担の増額、これを求めていただきたいというふうに思いますが、そういった点ではいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

国保だけって国にどうだという話ではなく、我々がやっぱり1つの町の首長として言ってもなかなか制度は動いてくれません。やはり県単位、それから全国単位でこういうことは、つい先日も全国大会がありました。そういうような、私が先ほど申し上げました年金、介護、保険、この辺についてきっちり国民生活を守ってくれというスローガンが発表されました。

それからもう一点、ちょっとこれ言い方があれなんですけど、国保というのはそもそも、課長

が先ほどの説明がありましたように、一種の共済みたいな形です、基本的に。それを芦屋町の一般財源から、これ交付税措置もなにもありません。一般財源からお出ししているという、これはもう各近隣でもそうです。どこでもそういうふうに行っている。で、これは、いわゆる社会保険の人たちもたくさんいらっしゃるわけでごさいます、町の税を一般会計から国保の方だけに多額の金を繰り入れるというのは税の不公平感というのも問題もあろうかと思えます。今、川上議員が言われた国への働きかけというのは、そういう形で町村会としての団体として取り組んでおります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

ぜひお願いいたします。

それと、国保は共済ではないかということですが、しかし、先ほども言いましたように、国民健康保険法の中には共済という言葉は出てきていません。戦前の国保法の中には、相互扶助とかそういったことが使われましたが、新しくできた国民健康保険では、やはりこれ社会保障であるということが明確にされています。だからこそ国が責任を持って財政措置もやらなければいけないということが明記されているんです。ただ、それが財政措置を国がしてないから、市町村がそういったところを国の肩がわりで行っているのが今の現状なんで、それはそれで市町村としても大変だと思いますけれども、ただやはり市町村は国の悪政が行われる中で、住民を守るために存在するというのが市町村の役割だと思うんです。そういった点では、今後とも一般会計の繰り入れということを基本的に考えて運営していただきたいというふうに思います。

それと、無保険者に対する対応ということで、87世帯あるということですが、確かに芦屋町は資格証明書は発行していないと、短期証のみで対応されているということは大変評価できることなんですけど、それでは、こういった預かられているという無保険者、こういったことを所持していない方はどういった医療を受ければいんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 佐藤 一雄君

お預かりしている理由は、納付相談に来ていただきたいために一時お預かりしております。そのために住民課としては手紙で通知を出したり、税務課としては電話で連絡等をとっております。それでもなおかつ接触がないという方が今現在80世帯あるということです。

したがって、病院にかかってないのではないかというのは想像しますが、そういう我慢をしな

くて、ぜひ役場に相談に来ていただいて、ないならないなりの手だてがございます。ぜひとも来ように努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

全国にはそういった無保険者になって医者にかかれない。かかれば100%の医療費を払わなくてはいけないという、そういったことで医者にかからなくて救急病院に運ばれて亡くなっている方というのも相当出てきています。そういった無保険者を解消するためにどう対応するのかという、そういった点では、こちらからやっぱり待っているのではなくて、やはり相手がわかっているんですから、そういったところに訪問して、そういった話をすることもありますし、また今度後期高齢者医療制度では、今年から短期保険証を発行することを聞きました。この後期高齢者の短期保険証は、高齢者に保険証がないということとは許されないということで、すべての方に郵送でから渡して、一応保険証にはするという、保険は持っているという、そういった形をとっております。

福岡県の中でも9市町村が無保険者ゼロという町があります。そういった点では、芦屋町としても郵送で行い、無保険状態を解消すべきという、こういったことを早急にとらないと、これは人の命にかかわる問題ですから、そういった点では、ぜひ無保険状態を解消するという、そういったことに対して全力を挙げていただきたいと思いますと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 佐藤 一雄君

先ほど申しましたように、決して無保険者にしたくてしているということではございません。後期にはそういう方法をとりました、確かに。無保険者がないように、困らないようにしています。しかし、国民健康保険制度においては、まだほとんどの場合は納付なくして給付がない、これは大原則だと私思っております。つまり、国民健康保険税がないでも給付が受けられるという制度はいかかなものかと私は思います。

ただ、だからといって何もない、ただほったらかしているんじゃ、こちらとしては精いっぱい努力はしておりますし、ぜひ困ったときは相談していただきたいというのが本音です。決して訪問、例えば電話ではちょっとぐあい悪いから来てくれんという当然行きますし、何もないというのも一番苦慮しているところです。したがって、無保険者は現状としては確かにありますが、決して望んで私たちがそうしているわけではないし、必ず相談があつて、例えば今ゼロですと、

どうしてくれるんかといったときにはそれなりの方法っていうか、例えば福祉に相談するとかいろいろあります。このあたりは多分川上議員わかってご質問されていると思いますが、原則は原則、何も払わなくて給付だけというのは今のところ考えておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

それは、先ほどから言った国民健康保険法の精神からやっぱり逸脱しているという部分があると思うんです。払えるのに払わないことが証明できた場合以外の方は慎重に取り扱くと、これは国の大臣も言っているわけです。ですから、払わない人に対しては、やはりそういったところを加味しながら、最低限でも命を守るために保険証を渡すと、最低限の保険証は。そういったことをするのが、これは自治体の役割だと私は思います。

続きまして、国保税の軽減措置について。これは芦屋町でやっているということですが、これは09年7月に、政府は、失業した人が前年の高い国保税に苦しんでいる被保険者を救うために自治体の裁量で減免を拡充できる通達を出して、さらに今回、別の措置として、非自発的失業者、首を切られた方、こういった方には国保税の軽減を行うということをお聞きしています。ただ、先ほど課長も、周知は行ったと言ってありますが、対象者が22名とか26名とかという、そういった数字だったと思います。そういった点では、さらにやっぱりこういった制度があるということを知周知することを徹底していただきたいというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 佐藤 一雄君

再度、広報します。

それから、お聞きするところによると、ハローワークさんでも進めておるといふふうに聞いております。ぜひそういう方がおられたら、こういう制度があるということだけはお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

続いて、国保法第44条の減免について伺います。

厚生省は9月の13日に新しい基準を示しました。新基準は、収入の減少について明確にして、減免期間を明示し、減免額の2分の1を国が負担するという、こういったことを言っておられます。課長は、そういったことは財政上厳しいからやれませんかというようなことを言っておりますが、これは福岡県知事も今度の9月議会で、失業などにより収入が著しく減少し、一時負担の支払いが困難となった方に対する減免や徴収猶予などについては、実情に配慮したきめ細やかな対応をとるように、市町村保険者に助言しますという、こういったことを9月の県議会でされているわけなんです。そういった点では、当然、福岡県内の自治体がこれを行いますし、また全体として全然やってないということではなくて、一部負担の減免実施をやっているという自治体は60自治体中24自治体あります。そして、未実施保険者が36ということです。ただ、実際の運用についてはまだそれほど大きい件数が出てないというのが今の現状です。そういった点では、まず最初に、こういったことを実施する体制をつくっていく要綱をつくるという、これを行うこと。そしてまた、県、国自体が財政措置もすると言ってるんですから、これをやっていかなければいけないということになりますし、また今度の国会の中でも、厚生労働省はこの内容に関して、先ほど言った3つの生活保護基準以下とかそういったこと、3つの市町村の自主性を担保しなければならない。国の基準は1つの最低限のもので、上積みを行うことが望ましいという、こういったことを言って、市町村として独自の基準をつくってやることもやってくれという、そういったことを言っております。そういった点で、芦屋町としてもぜひこの国保法44条の新しい基準に基づく運用をやっていただきたいというふうに思います。

今後、それは執行部の中でも論議され、また県や国からもそういった指導もあると思いますが、ぜひやっていただきたいことと、それともう一点、先ほど言った3つの基準点をすべてクリアするという点では大変厳しい問題があります。そういった点では失業、廃業で著しく減少したときではなくて、やはり恒常的に生活保護水準以下の方、また入院だけではなくて通院、こういったことによって困っている方、こういった方もその対象に入れるという、そういったことも国自体は基準を自分たちで設定することは構わないということを言っていますので、そういったものも含めて今後検討していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 佐藤 一雄君

先ほど申しました二十数自治団体、三十数自治団体は、最初のほうは減免、要するに一部負担、この窓口一部負担というのは、簡単にいいますと、病院で払うお金を免除する、もしくは一部軽減する。つまり、役所が当然払うということになります。このことなんです、最初に二十何団体、三十何団体というのは、条例もしくは規則がある団体ですので、あればこれはすぐ取りかか

れる。今のところ芦屋町ではこの条例は設置していません。

それから、確かにあります。ただし、今芦屋町がとっている賦課、要するに国保税をかける段階においては2割・5割・7割という軽減措置はあります。それから、国保税全体なんです、高額医療、私たちが病気したら1カ月8万程度の負担があるんですが、収入の少ない方は3万程度で抑えられるという高額医療、課税及びそういう給付においても補助があります。さらに、この窓口負担、一部医療費を払うというまで補助ということなんです、それを検討したいということですが、今のところ実施はまだ確認とれておりませんし、条例というのも今から考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

それでは、国保の広域化の問題について伺います。

今後の協議の進捗状況、スケジュール、また広域化等支援方針が県から出される。それでまた市町村広域化連携会議、こういったものの中で審議されるということを課長も答弁されていましたが、まずやはり、この広域化によって保険料はどうかという、そういった答弁については詳しく内容が踏み込んでなかったんですが、その点はこの広域化によって保険料は上がっていくんですか下がっていくんですか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 佐藤 一雄君

先ほど申しましたように、目標となる保険料を設定していくというのが現在決まっているだけで、上がっていくかどうかというのは今のところわかりません。ただし、保険料としては県内の平均を芦屋町は下回っておりますので、単純に考えると、少しは上がるかもしれないという可能性はあると思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

今度の5月の会議、国保法改定後の1週間後に、国から通達がありまして、一般会計繰り入れによる赤字補てんについては、保険料の引き上げ、収納率の向上、医療費の適正化の推進により早期に解消に努めることという通達が出ました。つまり、一般会計からの繰り入れはやめろと。

そうしないと国保の広域化はできない。いろんな町でから水準が違っていたらだめだから一般会計からの繰り入れはもうさせませんよということを言っているんです。

そういったふうになりますと、福岡県下で09年度で122億円の繰り入れが各市町村から行われております。これがなくなりますと、一人当たり約1万円、多いところでは1万8,000円も国保料が上がるという、そういった試算が出ているわけなんです。ですから、本市ではなくて、やはり国保の広域化によって相当の保険料が住民負担なり、そしてまた給付を行えばそれがすべて一般会計の繰り入れがなくなるわけですから、すべては保険料にはね上がって、際立って保険料が上がっていくというそういった状況が生まれてくるということなんです。

こういったことを準備していくのが、今の国のやり方の中では、例えば06年に保険財政共同安定化事業を行いました。これはレセプト30万円以上の医療を受ける場合には基金から出されるということで、県の基金から出されます。これをどんどん今度下げていってもいいという法律改正をしています。これが事実上1円になれば、1円以上の医療費については国が出すという、そういった国保の広域化につながっていくという状況になります。

それともう一つは、後期高齢者医療制度です。後期高齢者医療制度が今度改定されますが、その中では、高齢者を国保の中に移して、そしてそれは都道府県が管理するという、そういったことで、この国保の広域化と連携させてやっていっています。ですから、必ずそういった方向で国保の広域化、都道府県が運営するという、そういった状況が生まれてくるわけです。こういったことになりますと、保険料が上がるだけではなくて、広域化によって住民の声が届かなくなっていくということも懸念されます。今、各市町村は、国民健康保険運営協議会を持っています。この中で、いろんな住民が参加したり議員も参加したりして、国保に関することのいろんな制度改正や保険料の適正化を図る、こういったことが審議されて、そして答申されています。これは、国保の広域化では福岡県一本になってしまって、住民の声が届かないという、こういった状況が生まれます。そういった点で、やはり国保の広域化というのは、住民福祉を進める制度から機械的な徴収、給付機関、こういったことに変貌されるということが危惧されるんです。そういった点で、これについてどう考えるのか。先ほど町長が、この問題ではなく、介護保険だけではなくて国保とかそういった部分も含めて、国に意見を言わなければいけないかというふうに言っていましたけど、そういった点では、この国保の広域化もぜひ町村会に、そして国へ意見を上げていただきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今議員まさに言われましたように、先ほどの件と全く同じでございまして、一応結局芦屋町の例えば総論としては賛成と、しかし、各論がどういうものが出てくるかというのが全く見えてこない。やはりこれは国、県がきっちりした財源を確保していただかないとこの問題は取り組めないのではないかと思います。国は国で今川上議員が言われましたように、25年の4月1日、高齢者制度とこれを合体してやろうといったもくろみが見えているだけで、中身が全然示されていない。これも今からの問題であるかと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

それでは、時間がないので、最後に介護保険の問題に移ります。

介護保険、やはりグループ別の保険料の問題、また地域包括支援センターが全県下に1つ、そして各支部に出ていって1つという、そういった状況で、住民の声が十分反映されていないという、そういった問題点であるというふうに言われていました。

例えばやまず第1に、先ほどもアンケートでも申しましたように、介護保険料が高過ぎるという意見が圧倒的です。これは具体的に、芦屋町の保険料は全国4,090円の保険料というのが芦屋町ではBグループとしてでも4,700円ということで、全国でも高い水準であります。そういった点では、この保険料を下げていくということが必要です。その点で、財源はどこにあるかという問題ですけど、広域連合としては県の財政安定化基金から46億円借りておりましたけれども、これがもうすべて返済して、2010年度の見込みでは28億3,900万円の基金が余ります。そしてまた、今まで広域連合は財政安定化基金の返済のためということで上乘せの徴収を続けてきました。これも返済が終わった22年、23年度の2年間も続けています。これだけで10億円あります。基本的には40億近い財源があります。これを使って介護保険料を引き下げるということはできますので、ぜひ広域連合でも論議していただきたいと思います。厚生労働省も、準備基金については次期計画期間に歳入として繰り入れるべきものと指摘しています。高齢者は、ほんともうその明くる年には亡くなったりとか、病気で移転したりとか、そういったことがありますので、ぜひ早急に高齢者に対する還元を行うということで、介護保険料の引き下げをしていただきたいというふうに思っています。

それと、グループ別保険料の問題については、このグループ別保険料が最大の6年間行うということになっています。そういった点では、もう始まってから5年たちますので、来年で6年が来ます。第4期の最終年度の11年まで行われれば7年間行うということになります。そして、5期では平成12年から14年度もやれば今度は国保や地方税法上の問題なんかも出てくるので、

今後こういったグループ別保険料を維持するということは大変難しい状況になってきていると思いますので、この問題についてもぜひ介護保険の広域連合の中で十分に論議していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 藤崎 隆好君

議員ご指摘のとおり、グループ別保険料については問題であるという認識はあるわけですが、実際に課題の1つとして議員申されましたとおり、大きな組織になりますとなかなか小さな市町村の考えだけが反映されるというのはなかなか難しいものがあるかと思います。この辺の問題について協議する場が今後ありましたら、そういった訴えということをやっていくこともできるわけですが、来年度に24年度以降の保険料の決定に向けての協議があるかと思っていますので、そういう場がありましたら申し述べていきたいと思っています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

ぜひそういった論議をしていただきたいと思っています。

それと、広域連合の発展的解消という問題です。やはり広域連合は発足当時のスケールメリットとかそういった部分がもうなくなっています。そういった点では、発展的解消によりきめ細やかなサービスができる枠組みをつくる必要があります。介護保険を行うには、認定審査会の医師の確保などが必要となるために一定の人口が必要となっています。単独で行うのか支部の枠組みで行うのか、そういった十分な論議を行い、最も有効な枠組みで介護保険制度を運営していくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。